

# 合併促進協議会だより

## ◆ 県域JAの具体化を進めています ◆



組合員との対話を重ね、**県域JAの具体化を図ります。**

合併促進協議会では、令和9年4月以降の早い段階での**県域JA合併を**目指し、合併協議を進めています。

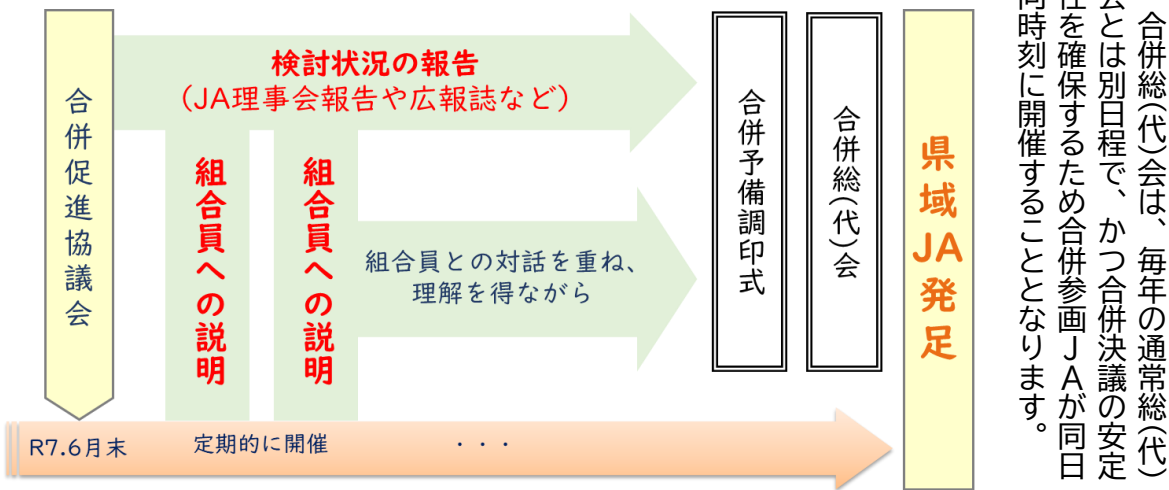
今回は、**県域JA合併に向けた全体スケジュール**とその**合併手法**について報告します。

### 1 全体スケジュール

合併促進協議会は、組合員との対話を重ねながら**県域JAの姿**を形作っていくことが最も重要と考えています。そのため、協議会での検討状況については、**定期的に組合員へ説明し、組合員からの意見・要望を大切にしながら検討**を深めています。組合員との対話を重ね、理解を得ながら、**合併予備調印式**、**合併総(代)会**を開催します。その**総(代)会で合併決議がされれば、県域JAが発足**する流れとなります。

このJA合併の手続きは法令で定められており(農協法第65条1項)、**参画JA間でまず、合併契約を締結(通称・合併予備調印)し、それぞれの合併総(代)会で合併決議が得られれば、予備調印での合併契約に効力が生じることとなります。**

【県域JA発足に向けた全体スケジュール (イメージ)】



### 2 県域JAの合併方式

合併協議においては、まず合併方式を決めなければなりません。合併方式には「**定款新設合併**」と「**定款変更合併**」がありますが、今回の**県域JA合併**では、**9JAの対等合併を前提にJAおちいまばりの定款を基とした「定款変更合併方式」を採用し、全JAのすべての権利・義務(資産・負債、取引、労働契約等)を包括承継する方向で検討**しています。なお、**県域JAの本所については県庁所在地(松山市)に置くことを想定**しています。

定款新設合併では定款を一から作成するため、再度改めて事業実施に係る許可を取得する必要があり、認可漏れのリスクや申請に係るコストが発生します。これらリスクを回避し、効率的に合併を実現するため、最も事業許可数が多いJAおちいまばりの定款をベースとした**定款変更合併方式**を採用する方向です。

今回の協議会だよりからは、**県域JAの主要施策等**について紹介します。

#### ご意見・ご要望

県域JA等にかかるご意見・ご要望は下記QRコードより随時、募集しています。

